

E i w a N e w s

インボイス制度開始に伴い
ご留意いただきたい事項について

令和5年10月
(No. 219)

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

今回は、インボイス制度開始に伴い特にご留意いただきたい事項についてご紹介いたします。

[1] 適格請求書に記載が必要な事項について

インボイス制度の実施後は、簡易課税制度の選択をしている場合や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です。）を受ける場合を除き、仕入税額控除を行うためには、原則として仕入先が発行した適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

適格請求書には次の事項が記載されていることが必要です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の公共交通機関等、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当する場合は、インボイスの保存は不要です。

なお、小売業、飲食店業、タクシー業など一定の事業を行う者から適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付された場合、その簡易インボイスを保存する必要があります。

[2] インボイスの交付対象時期について

令和5年10月1日（日）の取引からインボイスの交付義務が生じます。

つまり、モノの販売は出荷日・相手方の検収日など引渡しの日として合理的な日、物の引渡しを要するサービスの提供は目的物の全部を引渡した日、物の引渡しを要しないサービスの提供は役務の全部を完了した日が10月1日以降かどうかで判断します。

そのため、9月中の取引について10月に請求を行う場合、インボイス対応の必要はありません。

一方、9月中に請求書を出し10月に納品を行う場合、インボイス対応の必要があります。この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

[3] 登録番号のないインボイスを受領した後、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合について

登録番号のないインボイスを受領した後、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できた時は、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

ただし、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせ等を保存することが必要です。保存することができなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

なお、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます。）です。よって、上記対応は不要です。また、当該少額特例の適用にあたっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

少額特例の適用対象となる課税仕入れは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。一商品ごとの金額で判定するものではありません。

[4] 受領したインボイスの適正性の確認について

売手からインボイスを受領した際、その請求書等に記載された登録番号が適正なものかどうか事業者が確認する必要があります。

ただし、全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性を踏まえ、事業者においてその頻度等を判断します。例えば、新規取引先との取引の際は確認し、継続的に取引がある企業との取引については定期的に確認する等の方法が考えられます。

なお、少額特例の適用を受ける場合や、簡易課税制度や2割特例を選択する場合は、仕入税額控除にインボイスの保存は不要であるため、このインボイスの適正性の確認は不要です。

[5] 免税事業者等からの課税仕入れについて

免税事業者等からの課税仕入れについて、下記の期間においては仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。